

文化審議会 第2期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第6回）

開催日：令和8年2月24日（火）10:00～12:00

場 所：文化庁 2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 博物館の望ましい基準について
2. その他

委 員：松田委員（座長）、半田委員（座長代理）、大原委員、佐藤委員、佐々木委員、
田中委員、御手洗委員、山崎委員（オンライン）、横山委員（オンライン）

文化庁：桐生課長、横田補佐、中尾博物館支援調査官、山口建築資料調査官、渡邊係員

【事務局（横田）】 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第6回を開催いたします。進行を担当いたします、昨年10月から着任しました文化庁企画調整課の横田と申します。本日はよろしく願いいたします。

本日の部会は、松田委員、半田委員、大原委員、佐藤委員、佐々木委員、田中委員、御手洗委員が現地で御参加。山崎委員、横山委員がオンラインで御参加されております。また、杉山委員、松本委員が御欠席となっております。

本日の資料につきましては、机上に御用意しておりますので、不備不足がないか、御一緒に確認をお願いいたします。議事次第、続いて資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4-1、資料4-2、参考資料をお配りしております。

オンライン参加の皆様は、事前に御案内したフォルダより御覧ください。オンラインでの注意事項は既にメールにて御案内しておりますので、割愛させていただきます。

なお、本日の会議では、会議の運営・公開規則の原則公開に則り、登録を受けた傍聴者へ公開しております。

それでは、ここからの進行を松田座長にお願いできればと存じます。松田座長、どうぞよろしくお願いいたします。

【松田座長】 では改めまして、皆様よろしくお願いいたします。それでは、議事に移ります。

本日は、事務局より、議題1「博物館の収集方法に関する調査研究の報告書について」、それから議題2「博物館の設置及び運営上の望ましい基準、いわゆる望ましい基準についてのパブリックコメントを踏まえた修正案」、それから議題3「博物館登録事務の所管に関する検討」、そして最後に議題4「文化施設部会における審議状況について」、説明があると聞いております。

議題の1と2は関連があるということですので、最初にこの2つ、議題1と2についての説明を事務局より頂戴し、その後、委員の皆様から御意見をいただきます。

では、議題1と2についての説明、事務局お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 では、議題1について、事務局中尾から説明させていただきます。

資料1を御覧ください。大部の資料になってしまうんですけども、こちらは令和6年度に実施いたしました「博物館の収集方針に関する調査研究」の公開版報告書になります。時間の関係で、特に本日の議論に関係する部分をかいつまんで説明いたします。

4ページをお開きください。4ページの上段にありますとおり、本調査は、博物館を取り巻く運営環境が厳しさを増す中で、近年多くの博物館で深刻している収蔵スペースの不足、収蔵庫問題への対応策の一つとして、博物館に必要とされる収集方針について、現在の国内外の整備状況や内容を調査し、今後の博物館の収集方針の整備に資する基礎的な調査研究を実施したものです。

具体的には、令和7年1月から3月にかけて、国内外の博物館における収集方針の整備状況をアンケートとヒアリングで調査しました。調査対象は、国内の博物館など92館に限られていますけども、併せて、イギリスの博物館11館についても調査しています。イギリスではCollections Trustによる資料管理のガイドラインが示されておりまして、先進例として調査に加えました。

5ページのほうに、調査研究アドバイザーボードというのがあるんですけども、こちら、御意見いただく先としまして、法政大学の金山教授と、本ワーキンググループの委員でもあります日本博物館協会の半田専務理事に御参画いただきまして、進めてまいりました。

9ページを御覧ください。9ページ中段ですけれども、調査対象としました国内博物館では、収集管理方針は、約76%の館で策定済みということになっております。

次のページ、方針の内容について、10ページ下段のグラフ見ていただきたいんですけども、資料収集の目的と意義とか収集対象の資料の範囲については、8割を超えておりまして、

資料収集に関する基準や計画、資料収集の手段・方法、収集資料の受入れ・整理手順などについても、6割程度と多くの博物館で定めていることが分かります。他方で、収集・管理に関する倫理規程は11.4%、資料の除籍・処分は17.1%、収集及び管理の方針の見直しというところの回答は5.7%となっております。

11ページには、こうした収集管理方針を策定する際の課題についての質問への回答があります。

1つ目のポツにあるとおり、資料の取捨選択が必要になるんだけど、その方針を市町村が単独で考えることが難しく、国として方針を示すことの必要性についての御意見がある反面で、この枠の一番下から5つ目のポツですが、全ての条件を明文化することがちょっと難しいというような御意見というのもいただいております。

運営上の問題点として、次の12ページですけども、個々の事情に応じて十分な検討が必要となるといった指摘もなされております。また、同じく12ページの上から4ポツ目ですけども、収蔵庫が飽和状態になっている一方で、地域の博物館として収蔵すべき資料の範囲が広がっており、地域社会で守り切れなくなった文化財の受入れの必要性というものが増しているという回答がありまして、館蔵資料だけではなくて、館外の地域資料の継承というものにも配慮されながら、悩まれている実態というのも確認されております。

次、13ページですけども、図9を御覧いただきたいのですが、アンケートに回答した館のうち、ピンクの部分、収蔵庫に入り切らない資料があるとする館と、緑の9割以上、ほぼ満杯であるというような館の割合というのが3分の2を占めておりまして、7割以上から9割未満を含めると、全体の9割を超える状況というのが確認されております。

15ページを御覧いただきたいのですが、こちら、上のほうのグラフですけども、過去5年間の除籍・処分の実績についての質問の回答です。図13のグラフで見ますと、21.7%、一定の数の博物館が、除籍・処分を行っていることが確認されております。その理由としては、その下にあるとおり、表4の部分です。寄託者希望による返却や捜査協力などのほか、資料の破損とかカビによる汚損が示されておりまして、この後の議題2にも関連する廃棄を行っている事例もあることが確認できております。

これに対応していくための考えや意見の中で、次の16ページですけども、この下から5つ目になりますけども、管理の在り方というものを国全体で議論していく必要についても触れられております。

こうした実態について、19ページですけども、こちらはヒアリング調査の内容になりま

す。下の段の(4)の1つ目にありますとおり、国が主導して、統一的なガイダンスを策定、提示することについて言及があります。

そして、国内博物館が公開する収集方針の調査として、21ページ以降に載せているんですけども、Bの部分にあるとおり、多くの博物館では収蔵庫の逼迫に対応する具体的な対策が、収集方針とか管理計画に明記されていないこと、収集方針が過去の基準のままであって、収蔵庫の逼迫を考慮した見直しが進んでいないことが挙げられております。

幾つかの事例を調べながらポイントを概括しており、例えば29ページにあるような、「収集対象の資料の範囲」が明確なコンセプトのもとで設定されているかどうか。また、体系的に整理されているかどうか。

そして、33ページにありますような、資料収集に関する意思決定・承認プロセス、計画的な管理プロセスが記載されているかどうか。長期的な視点で策定されているかどうか。

さらには、飛びまして40ページですけども、受入れ基準が明確に定義されており、無計画な収集を防ぐための手続が存在するかどうか。受入れ後の分類・管理・データベース化の手順が具体的に明記されているかどうか。

そして、除籍や処分という部分に関しましては、飛びまして48ページ。こちらに真庭市の蒜山郷土資料館の例を紹介しておりますけども、処分の手続は詳細に書かれておりまして、その中でも、廃棄が最終手段であることが示されています。11番のところですね、一番下の。ここに至るまでに様々な手続があるということです。

52ページ以降は、先ほど申し上げた、イギリスの博物館に関する調査結果ということになります。

イギリスの博物館では、認証制度に基づいて、「Collections Management Framework」というガイドラインとか、「Spectrum5.1」という手順書のようなものを用いてコレクション管理が行われているわけですけども、こうした手順に則り、段階的なプロセスを丁寧に進めること、また、記録化と透明性の確保の必要性が示されています。

また、除籍・処分に当たっては、強い倫理的な指針があり、金銭目的の売却を抑止するほか、様々な検討と手順を踏まえた上での最終的な手段としての廃棄が示されています。

以上、すごく端折りながら紹介しましたが、今後、我が国の博物館における収集管理の方針を検討していくのに当たって、参考となる調査結果を得られたものと思っております。

議題1に関する説明、以上になります。ありがとうございました。

【事務局（横田）】 それでは、続きまして、議題2について御説明申し上げたいと思います。

資料2-1を御覧いただければと存じます。博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正につきまして、本ワーキンググループにおきまして、昨年度以来、累次にわたって、議論を行ってまいりました。

次の1ページ目を御覧いただければと存じますが、昨年11月25日から本年1月4日にかけて、パブリックコメント、意見公募手続を実施いたしました。本資料はパブリックコメントを踏まえまして、修正案を現在検討している部分について、御説明申し上げるものでございます。

パブリックコメントの意見提出総数といたしましては、359件ということになっておりまして、パブリックコメントでの御意見をを受けて変更した内容につきましては、別紙、次ページ以降で御紹介をしたいと思います。また、米書きにありますとおり、その他、法令上の用語の適正化等については、併せて行っているところでございます。

それでは、次、2ページ目を御覧いただければと存じます。左側に番号がございますので、そちらを参照しながら御説明をしたいと思います。

まず1番でございますが、第5条、運営の状況に関する点検及び評価等に関する条文でございます。ここに、博物館法施行規則22条に規定されている「学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」も併せて明記すべきではないかという御意見でございました。

こちらは現行の基準では既に記載をされているんですが、今回の改正案の中で、そこがちょっと簡素化をされてしまっていたということなんですが、もともと、この条文と博物館法施行規則22条というのは全く別のことを規定しておりまして、施行規則のほうは参酌基準を規定しているということで、今回の5条2項につきましては、運営の状況の評価を行う者が誰であるかということですので、ここは再度書き下すという形で、右側のところにありますような修正を行っております。

続きまして、2番でございます。第6条第1項、こちら第6条は資料の収集、保管等について規定している条文でございます。博物館が将来的に受け入れる可能性のある資料について、地域での所在状況を把握しておくべきであることを明記すべきではないかといったような御意見を頂戴しました。

こちらにつきましても、現行の告示第5条において所在等の調査研究を行うということ

が既に規定をされておりますので、今回その規定を改めて復活させるということで、資料の所在等の調査研究ということをも明記させていただいているということでございます。

続きまして、3番でございます。第6条第2項に関連いたしまして、「廃棄」は削除する、あるいは廃棄よりも穏当な語・表現に修正するべきであるという御意見を多く頂戴いたしました。これが比較的多かった御意見になりますが、ほかにも、廃棄は、例えば最後の手段であることを強調する、必要な手続や考え方について示される必要がある、廃棄についての言及はセーフティーネットを考慮した文言にすべき、長期的かつ客観的な視点を導入し、安易な判断による資料損失につながらないように努めるべき、厳格な手続を定めることや関係者の信頼を損なわないようにすること、意図について別途発信をするべき、こういった御意見もありました。

これについては、右側を御覧ください。まず、これまでの博物館ワーキンググループにおける議論の経緯につきまして、傍聴者で御存じない方もいらっしゃるということと、委員の皆様におかれましても、改めて振り返りも兼ねて触れたいと思います。

※のところを御覧いただければと存じますが、先ほど資料1でもありました、収蔵庫の不足に直面する館も相当程度出てきている中で、資料管理の在り方を明確化すべきということで議論を行っておりました。当初、この部分ですが、「資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理の在り方」について検討するものとするとしていましたところ、譲渡というのは処分の一形態であるという理由で、処分又は除籍といった用語を検討したらどうかという御議論がありまして、「資料の再評価や処分等を含めた資料管理の在り方」について検討するものとするという形に修正がなされました。

その上で、この案につきまして、「処分」という言葉の本来の意味といたしましては、物事の取扱いを定めるというものになりまして、資料の取扱いとしていろいろな声が含まれているわけですが、一般的な使われ方として、この処分という言葉が、除籍という言葉もそうなんですが、誤解されるおそれがあるということから、この文章の前にある、博物館資料の充実のための「寄贈、寄託、借用、購入等」ということに続けて、「博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方」と、具体的な行為を例示する、こういった形になったものでございます。

この例示の交換、譲渡、貸与、返却、廃棄の中には、資料1でありました、いわゆる処分ですとか除籍に関連する行為も含まれておりますが、貸与などそうでない行為も含まれているということでございます。

これは前半の博物館資料の充実のための行為と、後半の交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等の行為それぞれが、本項の冒頭にあり、「博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け」という目的に照らして行われるものであり、そういった意味で、トータルとして想定される行為について総合的に規定がされている、こういうことでございます。

上に戻っていただきまして、左でいただいた御意見への修正案といたしましては、このようなワーキンググループでの御議論の経緯ですとか、この第6条第2項をもう1回改めて、一番下のところですが、読ませていただきますと、「博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。」という文言になっております。

あくまでも廃棄は博物館資料の管理の在り方の一つの例示であるということ等から、廃棄という文言の削除までは検討しておりませんが、多くの御指摘をいただいたことから、その御趣旨を踏まえ、以下のように修正を考えております。

つまり、現在の改正案に続きまして、その後に赤字の、「その際、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、多様な関係者」、これは1番のほうでありました、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民を指しますが、そうした「関係者の意見を聴きつつ、長期的かつ総合的な見地から慎重に行うものとする。」という文言を加えました。

これにより、博物館資料の廃棄については、特に慎重に行うべきことを明記し、安易な廃棄を推奨しているわけではないことについて明確化することにより、歯止めをかける。そういった規定を設けた次第でございます。

なお、博物館資料の廃棄はこれまでも各設置者や博物館の判断によって可能であり、個別の館の資料の収集管理に係る方針に基づいて、先ほど資料1で御説明のあったとおり、現状でも実際に行われている例もあると承知しております。

このため、仮に本改正案により廃棄が明記される場合でも、初めて廃棄が可能となるものではなく、また、文化庁として廃棄を積極的に推奨するものではございません。この点につきましては、改めて皆様と共通理解をさせていただきたいと存じます。

続きまして、3ページ目に行きまして、4番を御覧ください。第7条第1項についてということで、展示等について規定している条文でございます。展示は基本的運営方針に基づい

て行われるべきものということに記載するべきであるという御意見でございまして、この7条の前後の条文を見ていきますと、同様に基本的運営方針に関することが規定されておりますので、右側に行っていただきまして、第7条第1項柱書きのほうに、「基本的運営方針を踏まえるとともに、」という文言を追記させていただいております。

続きまして、第8条、こちら、調査研究に関する条文でございます。

まず5番ですが、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動は博物館の定義に関わる根本であることから、明記すべきであるといったような御指摘を頂戴いたしました。

ここにつきましては、ほかの条文でも当該条項の目的を記載しているものはございますので、目的を記載するという意味で、「博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、」という目的をこちらに記載をさせていただいております。

また、6番でございますが、同じく第8条第1項につきまして、博物館学の調査研究についても列挙したらどうかといったような御意見でございました。

こちらについては、同じ第8条第1項の赤字、右側のところ、「博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究」ということを、調査研究の例示として追記をさせていただいております。

続きまして、7番を御覧いただければと存じます。第9条、学習機会の提供及び創造的活動への支援に関する条文の第1項第2号でございます。館外展示の具体例ということで、もともとは、学校、商業施設等という形で規定されていたんですが、その改正案というのが、具体例が限定され過ぎているのではないかとといったようなことございまして、右側御覧いただきまして、「公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、」という、第6条第8項に既に規定している対象をこちらのほうにも追記をさせていただいております。

続きまして、8番でございます。同じく第9条第1項の第4号で、オープンデータに関連する文言として、「許諾を含む」という文言になっていましたが、オープンデータというのは許諾手続を経ず利用できるデータなので、用語が適切ではないのではないかとといったような御指摘でございます。

こちらにつきましても、御指摘を踏まえて、二次利用の「条件を明示した」オープンデータ化等という文言に修正をさせていただいております。

続きまして、9番、4ページ目を御覧ください。第11条第3項、利用者に対応したサービスの提供という条文でございます。こちらについて、博物館の特性ですとか、地域社会に根

差しているということを踏まえるべきではないかといったような御指摘を頂戴しました。

こちらにつきましては、同じく第11条の、例えば第2項では、「博物館の特性を踏まえつつ」といったようなことが記載されていること、そして、目的を何々のためということを追記したほうが平仄としてもいいだろうということで、博物館は「その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、」という文言を追記させていただいております。

次、10番でございますが、第13条、開館日等に関する規定でございます。開館時間の延長を要因とした労働環境の悪化につながらないよう勘案していただきたいということでございました。

その趣旨を踏まえまして、第13条のところに右側の赤字にあります、「当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ、」という文言を追記させていただいております。

11番ですが、第14条、職員に関する規定の第6項でございます。社会教育士をはじめとする人と組織をつなぐコーディネーター人材も加えるべきではないかといった御指摘でございました。

こちらにつきましては、右側を御覧いただきまして、「博物館は渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材」の後に、「及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材」というものを追記した上で、「実情に応じて確保」の後に「し、または活用」ということを追記させていただきました。なお、社会教育士につきましては、まだまだ実態のほうに伴っておりませんので、明示はしておりません。

続きまして、12番を御覧いただければと存じます。第17条、危機管理に関する条文でございます。こちらにつきましては、BCPなど発生後の対応に関する記載として、計画策定の記載が要るのではないかといった御指摘でございました。

これにつきましては、今、「危機管理に関する手引書の作成及び周知」という文言は既に改正案に存在しておるわけですが、そこに新たに「計画」ということを追記させていただいた次第でございます。

続きまして、5ページ目でございます。13番でございます。こちらは複数の条項に関するコメントとなっておりますが、子供と保護者と記載をされておりますが、中高大学生というのが対象外のように受け取られることが懸念されるといったようなコメントでございました。

これにつきましては、もともと、現行の告示案では青少年という文言を用いておりまして、それを今回の改正の御議論の中で、子供をさらに取り出した上で、保護者というものを規定したわけですが、それによって、青少年のうち子供でない人たちの部分というのがちょっと明示されていない形になっていたということかと思っておりますので、その趣旨を踏まえまして、「若者」ということを本告示の全体的なところで追記をさせていただいております。これによって、「子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等」ということで、多様な方が規定されているということになってございます。

資料2-1についての御説明は以上でございまして、続きまして、資料2-2でございまして。

こちらは、実際のパブリックコメントを踏まえた、先ほどの修正の全体版になっておりまして、右側が改正前ですので、これ、現行の告示の条文になっております。左側が改正後でございまして、今回パブリックコメントを受けて、さらに修正を行った部分につきましては、赤字にしているということでございます。

主な部分につきましては、先ほど資料2-1で御説明させていただいたとおりでございますが、その他、法令上の細かい文言の整理等は行っておりますので、こちらも併せて御覧いただければと存じます。

以上、駆け足ではございますが、資料、議題2についての説明は以上でございます。

【松田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より御説明いただきました議題の1と2につきまして、委員の皆様から御質問や御意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 御説明ありがとうございます。

非常に話題になり着目された第6条第2項、資料の2-1の2ページ目の3番の修正案については、十分御説明いただきましてありがとうございます。

これについて、いま一度、調査でも参照されていますけれども、ICOMとCollections TrustのSpectrumの文言を、改めて自分なりに整理をしてみました。口頭で発言しているとなかなか全体像が分からないので、委員の皆さんには、金曜日にメールをさせていただきました。そこでお示した資料を前提にということで、委員の皆様には、それをご参照しつつ聞いていただきたいんですけども、まず、資料収集して登録をされると、その後どうするかというと、恒久的な保管をし続けるものと、再評価をしてそれをどうするんだということで、一つは除籍ということで、登録から外して、恒久的な保管ではない位置づけにす

るといふ、そういう行為。もう一つは、いわゆる活用ということで、基準の修正案の文言にありますけれども、他館に長期貸与することでより活用に資するようになるということや、Working Collectionsという言葉がICOM倫理規程に出てくるんですけれども、教育目的に、体験的に使うとか、教材として使う、要は触ってもいいというんでしょうか、学校に持っていったりする、そういうような使われ方があると。

さらに、先ほども除籍をした後の行為として、こちらも説明をいただきました案に反映されていますように、返還、譲渡、交換、売却、そして廃棄、Destroyという英語を廃棄と訳しているというそういう理解になります。そうした個別の具体的な行為に及ぶという、そういう流れになるかと思えます。

非常に着目されている「廃棄」という言葉ですけれども、事務局から既に御説明いただいておりますが、念のためこの場で改めて確認をさせていただくと、お送りした資料の中に、Collections TrustのSpectrum、これは資料管理の手順を示した手引き集になりますが、除籍と処分というバージョンがあって、そこに資料の廃棄ということの注記があります。簡単に御紹介しますと、どういう場合に廃棄つまりDestroyするかということであると、重大な保全上の脅威をもたらすとか、職員やスタッフに重大な健康及び安全上のリスクを生じさせるとか、修理がもう不可能な状態であるとかというようなことが示されています。つまり、どういうことかということ、廃棄に至る資料は、本当にどうしようもなくなってしまう、駄目だこりゃということ、もう廃棄以外に道がないという場合のみということ、非常に限定されているというのが国際的な標準ではないかと思えます。

ではこれらをこの告示にどう表わしていくのか、事務局でも非常に御苦労されているというのは伺っております。その結果、今日の御説明になっておりますが、いま一度、委員の皆さんに御確認したいのが、一つは再評価という行為と除籍という行為があって、その2つの行為は必要であるという認識は共通していると思うんですが、除籍の後に、再評価して活用するということの具体的な取組。また、除籍をして、外に出して、様々な用途にしていく、もうしようがないものは廃棄せざるを得ない。これらをこの告示にどう盛り込んで、さらに、告示を説明する通知文も出されると思えますし、もっと言いますと、例えば、日博協は資料取扱いの手引というような、業界団体としての手順、手引をつくっておりますけれども、そういったところで詳しく述べるというところ、これらの再評価と除籍後の取組、相対でどういうふうに表示していくのかというのは、非常に大きな課題というか、今回の論点になるかと思えます。

今回、その辺も全部、もちろん、御理解、了解した上での、事務局からのこの文言の整理というのは先ほど御説明いただいた、様々懸念もある中で、こういった文言にされたということです。

では実際どういう文言が妥当かというところですが、一つは、私が関わっています都立の美術館・博物館の例を御紹介したいと思います。参考までということ。

私ども都立美術館・博物館も、こちらに今回描かれているような、1回登録したらもう全部を恒久的に保管するということは現実的にはふさわしくないだろうということで、1年以上かけて、設置者である東京都と、指定管理者である私の所属している東京都歴史文化財団とで、相当やり取りをして、文言の整理をしております。東京都が定める資料取扱いの要綱がありますが、その中で今回、再評価と除籍ということを新たに明記することにしたしました。都が定める要綱には、再評価と除籍という言葉が示す内容はこういうことだということと、それをするときの留意点というのを示すということで、ほぼ文言も確定して、今年度中に決定を得るところまで検討しています。

除籍後のいわゆる処分と言われているものの中身、返還や譲渡、売却とか廃棄については、現場である個々の美術館・博物館の内規として定めて、関係者で誤解のないように、丁寧な手順にしていくということで整理をしております。なので、設置者の規程のレベルでは廃棄という言葉が出てこないというような整理になっております。

あともう一つ、今回、「多様な関係者の意見を聴き、長期的かつ総合的な見地から慎重に」というのは非常にいい文言かと思いますが、私どもの整理でありますと、これは廃棄だけではなくて、除籍をするときには多様な意見を聞くという位置づけにしております。関係者の方は御承知のとおり、資料を収集して登録するときに、公立館等では収蔵委員会というような有識者の会議を設けて、恒久的に収蔵するのが妥当かどうかということ判断していくという仕組みを持つ館が多くあると思うんです。それと対になっていまして、除籍をする際に、一旦恒久的に人類の共有財産として位置づけたものを外すわけですから、入れたときと同じく収蔵委員会に諮って、これは本当に除籍することが妥当であるかどうか。除籍した後の行き先というんでしょうか、除籍後にどういう手段を取るのが妥当かを有識者に見てもらおうというようなことにしており、廃棄は当然として、むしろ除籍のほうを吟味するというような整理をしております。

これも、複数館ある都立の美術館・博物館の現場の学芸員や、所管する設置者の所管部署といろいろ検討、協議をして、概念を整理して、いよいよ運用していくということにな

ったので、御参考までに共有させていただきました。

すみません。長々と失礼いたしました。

【松田座長】 佐々木委員、ありがとうございます。この概念整理図、委員限りで共有している資料ではございますけれども、とても分かりやすく、言葉の整理もしてくださいました。また、最後の論点としましては、廃棄だけではなく、返還、譲渡、交換、売却すなわち、除籍全体を慎重に行わねばならないんじゃないかという御意見でございました。

このほかにも、別の論点でも大丈夫ですので、委員の皆様より、御意見、御質問ございますでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 今、佐々木委員のほうから廃棄の条項についてのお話がありましたので、この廃棄の条項に関する意見が一番ほかの条項と比べて出ていると認識しております。

条文の言葉が誤解されるというので、より詳しく書いたということですが、書けば書くほど誤解を生む。詳しく書いた結果がパブリックコメントの反対意見になっている。この廃棄という言葉には、今回告示に載せるということについて、私は反対します。

その理由としては主に3つあります。1つ目は、先ほど出ていたSpectrumのような根拠となる基準が日本にはないということにあります。

2つ目が、責任の所在が曖昧になるということ。

3つ目が最大の懸念点ですけれども、基準がないため、都合の悪い資料が密かに大量廃棄される危険性があるということです。

1つ目の根拠となる基準がないということですが、収蔵庫が満杯であるということは、様々な調査からも明らかになっているんですよ。基準がなくて困っているという現場の声もあるというのも、よく分かっています。ただ、依るべき、参照すべき基準あるいは処分規定、Spectrumのようなものがない。廃棄のプロセスがないので、自治体が独自につくらなければならない、非常にみんな悩んでいる訳ですよ。特に、栃木県などは収蔵庫の満杯問題から収蔵庫を新設するということになり、そのときに、入り口があるなら出口がないと駄目だろうということで規定をつくる。整備をするということになり、栃木県博さんに聞いたところ、「参考にすべき博物館の規程がなかったので自分たちで考えた」というふうに言っていました。今、栃木県博さんが基準をつくったので、栃木県の基準をほかの自治体が参照してつくっているという、そういう状況になっているんです。

ですので、本来はイギリスのSpectrumにあるような標準書というのがある、そこに依

るべき基準があればいいんですけど、それがいないため、各自治体が独自につくっている状況です。そこで、独自に処分しているという状況になっているということですね。

イギリスのSpectrumで言うと、基準書の中で9つの最低基準というのがあり、その9つの基準を守らなければ認証博物館にならない。その9つの基準の中には、実は除籍と処分は入っていないんですね。別出しになっています。

2つ目の責任の所在が曖昧になるというところですけども、今回の告示の追記案で、「長期的、総合的な見地から慎重に行ってください」というふうに書いてあるんですけど、先ほどの1番目に言ったとおり、自治体が依るべきSpectrumのような基準がないので、独自に基準をつくることになります。恐らく、第三者委員会というのを設置します。ただ、第三者委員会が公開、非公開ということも基準はない。そこで、慎重に検討した結果、廃棄しましたということになる。文化庁が告示で言っているのを独自に廃棄基準つくって廃棄しました。一方、文化庁は積極的に廃棄を推進していませんと言う。第三者委員会は最終的な判断はしないわけですね。助言はする。第三者委員会としてはこういう判断をしましたが、最終的には自治体が判断してください。そこで、自治体は文化庁が廃棄と言っているのを判断しましたという。責任の所在が曖昧になる。

3番目が、そういった依るべき基準がないので、自治体ごとに基準がばらばらになり、これも、例えば、強力な首長さんがいらっしゃるところが大量廃棄したい。そこで、非公開の委員会を立ち上げて廃棄するということもあり得るわけなんですね。第三者委員会がどれだけ機能するのか考えると、お手盛りの委員会になるという危険性も十分あります。もちろんタウンミーティングとかパブリックコメントはやるんでしょうけれども、ある意味、それが免罪符のように使われて、意見は聞きました。しかしながら、やりたいようにやらせてもらいましたということになりかねない。これが、3つ目の懸念点ということになります。

ほかにも様々な細かいデータもあるんですけど、取りあえず、長くなってしまいますので、以上となります。

【松田座長】 田中委員、ありがとうございます。やはり、この第6条第2項はいろいろな意見が出そうです。

この項に限定する必要もないんですけど、やはり第6条第2項についてはとりわけ多くの意見を聞いておきたいところです。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 この博物館資料の廃棄について、自然史標本を扱う立場から申しますと、やはり、やむを得ず廃棄しなければならない状況というのは必ず存在します。これは、やはりそういう生物体を保存するというのはなかなか難しいもので、腐敗とかカビとか非常に生えやすい、そういうものが逆にほかの標本に悪影響を及ぼす場合にはどうしても廃棄せざるを得ないんです。ですから、これは博物館を運営する立場として、廃棄という手段はあり得る。

ただ、廃棄による影響を軽減する方法というのも多々あって、生き物の場合は、例えば、全体をスキャンしたり、内部構造をCTなどで保存して、三次元のデータとして保存する。それから、あと、様々な組織の保存、それから遺伝子データ、これの保存。そういうものをすることによって、廃棄する影響というのが軽減、かなりできるので、そういう事前の努力をすることによって、廃棄の影響というのをかなり軽減できる可能性があるので、そういうことも、ほかの文化財とかはちょっと分からないんですけども、自然史標本の場合は可能ですので、そういうものをどこかで、それぞれの館でもいいですし、努力していただければ、特段、その廃棄というものに関しては、私はやむを得ないことと考えています。

【松田座長】 佐藤委員、ありがとうございます。館種によっても、廃棄をめぐる状況はいろいろありそうです。

オンラインの山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 山崎です。

同じく3番の6条第2項について意見を申し上げますけども、まず、先ほど田中委員のほうから幾つか懸念が示されましたけれども、基本的な認識としては、そういった懸念があるということが、ここに書かない理由にはならないんじゃないかとは思っています。例えば、基準がないから書かないのではなくて、だったら、書いた上で基準をつくるというふうに動けばいいわけですから、懸念があるからやめておこうというのは、あまりポジティブな動きではないかなと思っています。

それから、責任の所在は明らかに館と設置者にあるわけですから、その責任を負っていただくことが館をつくることの基本的な何か条件だと思いますので、その責任は負うべきだと思っています。

私の認識でいうと、今までこの廃棄っていうこのワードが載っていなかったのが、今回載るとするのは、何というか、我々の時代認識だと思うんですけども、そういうことも視

野に入れた、現実的な博物館の運営をしなければいけない時代であるという大本の認識はございますので、その認識に則れば、今回、あくまで一例として、この言葉を載せるということは、私はいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

【松田座長】 山崎委員、ありがとうございます。予想されたとおり、意見はいろいろ出そうです。

そのほか、いかがでしょうか。やはり、第6条第2項については多様な意見を聞いておきたいところではございますが、いかがでしょうか。

では、半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 半田です。

いろいろな御意見聞いて、私もコメントさせていただきたいと思いますが、まずは、私自身がこのパブコメにかけられた望ましい基準の案をつくったサイドのワーキングの委員であり、また、座長代理という責任を持つ立場の人間として関わらせていただいたということは、十分認識と責任も感じているという前提でコメントをさせていただきたいと思えます。

横田さんから御説明いただいた、望ましい基準のパブコメを踏まえた修正案については、全体として、よくおまとめいただいていると認識を致しているところであります。その中で、特に今までの御意見でもありました、第6条の1項、2項の部分については、パブコメにかけられた後、全日本博物館学会と共催で説明会も開かせていただきました。その結果を踏まえた御意見、パブコメの重要性と、それから、いただいた御意見の重さというものを踏まえ、日本博物館協会の専務理事という立場での判断も含めて、コメントをさせていただくということをお断りしておきます。

この望ましい基準に、博物館自体が所蔵資料の収集保管方針をきちっと定めるべきことが明記されたことの重要性は、誰しもが認めるべきことであろうと思っています。その基本的な趣旨というのは、博物館資料そのものが社会の公共財であって、その価値や情報というものが社会に開かれて共有されていくということが前提にあるということだと思えます。

その一方で、収蔵資料の整理や、価値づけのための調査研究が現場で進んでいないという非常に深刻な危機的な状況がある。つまりは、資料の存在そのもの、あるいは資料の持つ情報そのものが社会と共有されていない、ブラックボックス化されてしまったまま収蔵

庫に収蔵されている状態が常態化しているという、非常に危機的な状況があることも、大きな背景としてあると考えています。

そして、この現場が抱える構造的な課題というのが、やはり日本の博物館全体の約7割が、基礎自治体をはじめとする公立の博物館で占められている。しかも、その多くが博物館法の登録博物館あるいは指定施設という枠の外にあって、法律の規定あるいは行政の支援が法律的に届かないところにあるということが、非常に大きな問題だと思っています。

また、地方自治体も含めて、財政も弱体化しつつあるという中で、人も足りない、お金も足りないという状況こそ、国、それから自治体も含めて、博物館の課題として、どういうふうにその課題を解決していくのかということを検討すべき時代である。これは待ったなしだと思っています。

そうした中で、博物館の収蔵庫問題が妙にクローズアップされてきています。御説明いただいた資料1の調査研究の報告書にあるように、私もお手伝いさせていただきましたけれども、深刻な博物館の課題にどういふ支援の政策、あるいは助成をしていくことが必要なのかということこそ、この審議会、あるいはワーキングで検討すべき非常に大きな課題なのだろうと思っています。

収蔵庫問題がこれだけ社会の注目を集めてきた背景としては、やはり民俗資料、そして、歴史資料の多くが、博物館に収集された時点では、資料そのものの価値づけがなされないという宿命を持っている資料だということも非常に大きく影響していると思っています。

先ほど御説明にもありましたけれども、地域資料全体の中で、すでに収集の危機にある、集めることもできない大切な資料が多く残されている。それを何とか守って伝えていかなくちゃいけないということであれば、一括収集というのは、残された手段としては唯一の方法で、博物館としては正しい道なんです。それが、博物館の学芸員の属人性に基づいてコレクションされてきたとかというような批判に結びつくというのは全く本末転倒です。収集された資料の整理と調査研究を進めることで、それぞれの資料の価値づけを行い、それを社会に公開していくというのが博物館の基本的機能であるにもかかわらず、そこが全国的に全くなされていないという状況そのものがこの問題の本質であって、収蔵庫問題と、この望ましい基準の6条にどういふ条文を書き込むかということは、別の問題だと私は認識をしているところです。

その認識を基に、この6条に対して、皆様からの多くいただいた御意見も踏まえて、私なりの意見を述べさせていただくと、廃棄という言葉はこの条文には載せないほうがいいと

思います。その上で、佐々木さんも御説明されたように、ここでは除籍という処分の在り方の必要性を示し、博物館が収集資料の管理、それから博物館の運営というものをきちっと規則としてつくっていく上での指標とすることは、課題解決に向けた第一歩として非常に重要なことだと思っております。

その上で、除籍にはどういう手段があるのかということについては、佐々木さんも例示した方法について、それぞれの重要性、懸念も含めた丁寧な説明を行い、それぞれの自治体、あるいは博物館そのものが規則として整備していく。そうした体制を検討していくために、私ども日本博物館協会のような業界の振興団体も、果たすべき役割は非常に大きいと思いますので、今後必要となる手引も含めて、何か現場の博物館の運営にお役に立てるようなお手伝いはさせていただきたいと思っております。

私の意見は以上です。

【松田座長】 半田委員、ありがとうございます。詳細にわたって論点を整理していただきました。

そのほかにも、いかがでしょうか。忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

では、大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。

皆様おっしゃったことを繰り返すだけにはなるかもしれませんが、委員として入っておりますので、意見を申し上げます。

まず、第6条第2項に関して、赤字で書かれているところに廃棄ということに限定することに、私は違和感がございます。やっぱりミュージアムとして持っているのか、持っていないのかというところで、やはり責任の所在を明らかにすることを考えると、除籍という言葉のほうが、私自身は何となくミュージアムとしての責任を果たすのではないかと感じております。

それから先ほどの半田さんの御意見を聞きながら思ったのが、この本文のところで、「交換、譲渡、貸与、返却、廃棄」と、貸与が入っていることによる混乱もあるのではないかと感じております。つまり、私どもミュージアムが持ちながらほかの方に渡す、つまり、その行く末をミュージアムがハンドリングしているものと、交換、譲渡、返却、廃棄というのはそのハンドリングができないものが同列に並んでいることによる混乱というのは、ちょっと生じているのではないかと感じました。

以上です。

【松田座長】 大原委員、ありがとうございます。御指摘をいただいて、改めてこの文言を、佐々木委員が出してくださった概念整理も照らし合わせて見ると、貸与という言葉は確かにここにこなくてもよいのかな、と私も思いました。貸与しても資料は所有し続けるわけですので。また、大原委員の意見としては、廃棄ではなく除籍のほうが本項に入る言葉としては妥当ではないかということでした。

そのほかに、いかがでしょうか。

もし差し支えなければ、やはり第6条第2項についてはいろいろな意見が出ていますので、全員から意見を聞ければと思っております。

横山委員、お願いいたします。

【横山委員】 すみません、横山です。皆さん、ありがとうございます。

ほとんどお話ししたのと、前回のオリエンテーション的にも一度お聞きしたんですけど、私もひとつ大原委員と同調するのは、貸与の部分が、美術館というのは通常業務としてはほかの美術館にお貸し出しをしたりとかそういうことがあるので、それがやっぱり同じというのがすごくちょっとおかしいなと思う部分と、あと、前にも聞いたんですけど、やはり、販売、売却という言葉がなぜここに入らないのかをもう一度教えていただきたいんですけど、山崎委員もおっしゃいましたけど、やっぱり21世紀からのこれからの美術館は本当に、経済的なことも含めて、倉庫などがいっぱいなので、どうやって持続性を続けていくためには自分たちの予算をまた増やすということも考えて、すごく難しいことではあると思うんですけど、やっぱり海外の美術館で、ディアクセションポリシーというものが確実な、それは購入のときに価値を決めたものを、今、既に入ったものはないとしても、これから入ってくるものは、それがすごくシンボリックな価値しかないものでも高額なものでも、確実に価値づけをしてという、その入って、出ていくということを、これから行うものに関しても確実に行っていくことが必要であるというようなことも必要だと思うし、本当に海外の美術館は、戦略的に、ディアクセションの販売というのも、収蔵庫の単なる場所の処分ということではなくて、これまでの美術史のバランスを取るために、これを売って足りないものを買足すというのがやっぱり美術館のプロファイルをつくっていくという意味では、美術史とかいろいろな民俗史、資料史を作っていく美術館の役割としても、そういったコレクションのバランスというのが、それがパブリックに責任を持って、そういうストーリーをつくっていく場所であるということを見ると、その入替えの新陳代謝が行われなきゃいけないということは、やむを得ないと思うんです。

なので、それを、もういっばいだから新しいものは足せないということではなくて、それをもう少し積極的に行えるような管理方針を設定してください、したほうがいいですよというようなことだとか、もう少しアクティブな形で、いろいろな美術館の方たちがアクションを起こせるような方向にできるといいのではないかなと思います。

【松田座長】 横山委員、ありがとうございました。先ほど佐藤委員からは、自然史系の資料を扱う館の状況についてご説明いただきましたが、やっぱり美術館はまた美術館独自の考え方があるんだなと、今の御意見を聞いて思いました。いわば市場価値のある資料を持っているわけですので、収蔵庫がいっぱいになり、コレクションの入替えをせねばならないというときに、持っているものを売って新たに買うという戦略があるのだと理解いたしました。そういった館もあるということで、なかなかやはり、この辺りは一口に除籍・処分と言っても、多様な在り方が考えられるんだなということを感じた次第です。

中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 今の貸与の問題と売却の問題、この文言が入ってないというのはこれまでの議論の経緯の中の部分でもありますので、私のほうから、その経緯の中の考え方というのをお示ししたいと思います。

1つ、売却のほうからいきますと、売却というのは、この文言を入れてはどうかという議論が、多分第4回ぐらいのワーキンググループであったと思うんです。購入というのが資料の充実のところに入っているんで、それに併せて、売却というのももちろん手段の一つではあるのではという話だったと思うんですけども、一方で、今回の収集方針の調査研究の資料1の53ページに、イギリスのCollections Management Frameworkという部分の例が示されています。

53ページのCの丸1のところですけども、この部分で、「コレクションは売買可能な金融的資産とみなすべきではなく、処分を行う場合も財政的動機に基づいてはならないという強い倫理的指針が示されている。」ということで、この部分の一文に関しましては、当然ながら（美術品販売を行う）ギャラリーと博物館というのは役割が違うところでもあるので、博物館としてのあるべき姿というのを示している一文だと考えています。とはいえ、こういった部分をしっかりと検討の上で行うということを完全に排除するものではないとは思いますが、ここがまず、押さえなければいけない部分だと思っています。

それを前提として、私たちも、財政的には資産であるから売ればいいのか、というようなところを、やはり促したくないという部分もありまして、この売却に関しては、

「等」で読み込む形で、無理に入れなくてもいいんじゃないかという判断をしたところで。それが1つ、売却の部分の検討経緯。

そして、貸与の部分ですけれども、この貸与に関しては少し読み方の部分に関わってきます。6条2項ですけれども、最初に目的的な条文が書かれています。「博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向けて、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討する」ということで、この2つが「整備及び発展的な活用」にかかっているという形です。すなわち、「資料の充実」と「管理の在り方」という部分が、コレクションの整備と発展的な活用にかかっているということです。そして、その行為をそれぞれ開いた形です。なので、除籍という形で行為をくんでおりませんし、除籍というものだけを開いた内容にはなっていません。除籍に関しては、交換、譲渡、返却、売却や廃棄も含めて、開いたらそうなるわけです。貸与というのは確かに除籍の中にはありません。

博物館に籍を置いたまま、いわゆる長期貸与がイメージされておりますけれども、より活用いただける場所に資料を長期貸与するということは、今まで博物館でもよくやられていることですし、私自身も経験があります。その館で活用されないものが、よその館に行けば、非常にいい資料として展示資料になったりとか、常設展示に置かれたりということは十分にあり得る話ではあるので、発展的な活用に向けて、こういった長期貸与を行うという部分を行って開いて加えたところというのが、検討経緯ということになります。

すみません。説明、以上になります。

【松田座長】 中尾調査官、ありがとうございます。売却または貸与という言葉の使い方につき、このワーキンググループでの検討の経緯も踏まえて、御説明いただきました。

横山委員、お願いいたします。

【横山委員】 今、1つだけ。

ありがとうございます、御意見。私が言ったのは、もちろんその金融資産とみなすべきということではなくて、博物館の将来的な設備や購入等というところで、やっぱりその販売、売却に関しては、すごくしっかり規定に基づいて、本当にその美術館の活用とか美術史の発展という基に基づいてなので、金融資産として見てという、その、財政が傾いたからそれ売ってしまえということで決してないんです。

だけど、それを考えないとどうするのかなと思うんですけど、一応、すみません、前に、

もう既にディスカッションした際のことだと思うんですけど、何かこれからの部分ですごく一番鍵に、実際、交換と譲渡とかだとやっぱり、その本当の、倉庫は多少楽になるかもしれないけど、本当のこれからの資料の充実とか、そういうことになるのかなというのがどうしても否めなくて、もちろんプロヴェナンスとかデューデリジェンスとか、在り方を、単なる金融資産ということではなくて、もっと美術館のミッションに基づいた形での金銭的な評価だとかそういう、ここの、多様な、慎重かつ行うというところに入るのかもしれないんですけど、すごくちょっと控え目過ぎるのではないかなと、私はいまだにちょっと思います。

以上です。

【松田座長】 横山委員、補足の説明ありがとうございました。今の補足で伝わった点も十分ございます。

では、御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。

私の意見も述べさせていただきます。これまでの議論の中で、廃棄というキーワードを掲載するかどうかという部分に関して、私としては、実態として廃棄を選択されているケースというのもあるというところが事実あるということと、あとは、廃棄に関して、この赤字で、新しいほう、提案をいただいているように、慎重に行うという文言が書かれているので、私としての意見としては、こういった記載がいいんじゃないかなと考えています。

理由としては、やはり、収蔵庫の足りないという問題と、あとは、どうしても収蔵庫なり博物館を充実させていくには、資金というのがどうしても必要になってくるという部分も含めて考えると、こういった、何ていうんですかね、いわゆる資金を調達して収蔵庫を充実させるというような部分も必要ですけれども、できるだけ、いい意味でコストを抑えて、充実した展示だとか研究というのを行っていくということを、ミュージアム自身が、経営として考えていかなければならないもう時代に入ってしまったというところを示すには、ちょっと直接的ではないんですけども、重要なキーワードだったり、考えなければいけない視点なのかなと思ってですね、このような意見とさせていただきます。

以上です。

【松田座長】 御手洗委員、ありがとうございます。

半田委員、お願いいたします。できれば、簡潔にお願いいたします。

【半田座長代理】 ありがとうございます。

今の御意見も踏まえて、先ほどの売却についての御意見も踏まえると、売却についても、例えば条文に入れると、同じように非常に大きなハレーションが起こるという状況というのは、廃棄という文言と、売却というものを、この告示というものの中にどう入れ込んでいくかという点については、文化庁は、廃棄は入れるけど売却は入れないという御判断を今回はされたということなんだろうと思いますが、ちなみに、除籍ということを厳格に定めているICOMの基準の中で、売却についても、佐々木さんがちょっと御紹介された、収蔵品の除籍に関する指針の中に一文ありまして、「いかなる場合においても、対象物の潜在的な金銭的価値を、除籍を行うか否かの判断動機として考慮してはならない。」という文言があります。これは、先ほどのご発言のように、それぞれの美術館のミッションに関わる問題であって、なぜその資料にお金を投じて収集したのかという意義、それを、これから持続可能に美術館を経営、運営していく上で、そのコレクションをどういうふうに扱っていくことが持続可能性に寄与できるのかという、再評価とつながっているわけで、それは廃棄と全く同じ文脈なんですよ。

再評価して、その資料を生かしていくために、貸与が必要なのか、譲渡がいいのかという、その貸与と譲渡の間には、除籍をするかしないかという手続の違いがあるということが明確になっているわけですから、私はこの告示という条文の中に廃棄という文言は使わないほうが良いという意見の背景に、そういったところもあるということをお知らせさせていただきます。

【松田座長】 半田委員、ありがとうございます。ほかの委員から出たコメントを受けて、さらに補足していただきました。

時間の制限もあるんですけども、いかがでしょうか。何か言い残したことがある、これだけは言っておきたいということがありましたら、お願いいたします。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 田中です。

文化庁の調査の中にもイギリスの事例があり、オックスフォード大学のアシュモリアン博物館という最古の博物館として有名ですけど、そのコレクションポリシーがあります。それを読みますと、当然、ディアクセションやディスプレイと書いてあるんですけど、それはSpectrumの規定とか基準に基づいて行うこと、あとは、倫理規程に書いてあるんですね。他の博物館も、依るべき基準というのがあり、そこに集約される。日本版Spectrumのようなものがあればいいんですけど、それが無い。先ほど、後から作れば良いという

意見が出たんですけれども、現状ではそれがうまく機能していない。文化庁の調査の前に、科研費で法政大学名誉教授の金山先生が、「博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究（公立博物館のアンケート調査結果）」というのをまとめております。全国の公立館317館に調査した結果ですけれども、その中で、収蔵資料の処分の実施の有無について聞いたところ、「ある」が33%、「ない」が60%。実質、処分してしまっている。収蔵資料の処分に関する規定の有無について、「ない」が93%なんです。「ある」が7%だけという。基準もなく処分してしまっている。さらに、収蔵資料の処分を決定する第三者機関の設置については、「設けていない」が86.4%なんです。規定もなく、第三者委員会も設けておらず、何となく廃棄しているという、危機的な状況なんです。さらに、収蔵資料の処分に関する規定の公開については、「公開していない」が59.1%。約60%が公開してないんです。全く公開もせず、第三者委員会も設置することなく、規定もない。誰が判断して捨てているんですかということです。

このような状況になっており、「皆さん、基準をつくってください。」と言われても、非常に不安が残る。実際に基準もなく非公開でもうすでに捨てられてしまっている状況だということです。

【松田座長】 ありがとうございます。具体的な数字も示しての補足説明を田中委員よりいただきました。

中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 田中委員の今の金山先生の科研費の研究成果というのは私も参照しておりますし、また、令和6年度の調査でも、やはり同じような実態が把握できているところです。ですので、やはりこういったところに向かって、真摯に向き合わなければいけないということで、この議論が行われていることは共有できたのかなとは思っています。

ちょっと1個だけ、欠けている視点というか、今まで出てきていない視点だけ提供しておきたいのですが、私のほうの報告の中でも申し上げましたけども、調査の中の12ページの中にあった、地域社会で守り切れなくなった文化財の受入れの必要性が増してきているんだという部分です。館蔵資料だけではなくて、館外の地域資料の継承という部分も、地域の博物館は非常に大きな一義的な使命として負っています。

これに関して、収蔵資料だけを守っていけばいいというわけではないですし、特に問題になっているような民具の話というのは、実は地域に存している資料というのは非常にた

くさんあります。こういったものが、団塊の世代がこれからだんだんとお年を召してという状態の中で、どんどん相続の問題とか、世代交代の問題が出てくる中で、やはり博物館がその受皿の一つになっていくということが、一つ大事になってくる部分になってきます。

そのときに、資料の再評価という部分に伴う資料の入替えという部分ですね、自分の館の中の資料と館外にある資料というもの、その比較や評価等をしっかりと行った上で、博物館のコレクションを体系的に整備していくということは、こちら、第6条第2項のほうでも、将来的な整備というふうに書いておりますけども、そういった観点でやっていく必要があると思っています。

博物館の資料は、館蔵資料だけではなくて、地域に所在するものもあるということは第6条第1項にも書いているところですけども、そういった観点に関しても押さえておかなければいけない。もちろん、これは民具だけではなくて、自然史資料においても同様だと思っていますし、美術品においても同じだと思っています。そういった地域資料をどうやって守っていくのかという観点も、この問題には絡んでいるんだということを示しておきたいと思っています。

【松田座長】 半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 ありがとうございます。

中尾さんがおっしゃったことは私も全く同感ですが、その原因を招いている非常に大きいところが、私は先にも申し上げましたけども、全国の博物館の7割近くが、ほぼ、基礎自治体を中心とする公立博物館であり、本来はそういう地域の文化資源をそこがきちっと収集して、管理して、受け継いでいかななくてはいけない役割を持っている、非常に大事な博物館であるにもかかわらず、そこが全く機能できていないということが問題の根源であって、そこと、告示に廃棄という言葉を入れる必要があるかないかという議論とは、ちょっと違う話だと私は思っています。

人もいません。市町村合併で人がいなくなった基礎自治体の博物館というのは結構多くあるわけですけど、そこに地域資料をしっかり調査しなさい、どこに何があるかリスト化しなさいって言ってもそれはできない相談なので、結局それは、博物館資料だけを守ればよいということではなくて、博物館に所蔵されている資料すら守れなくなっているということだと思っています。

【松田座長】 ありがとうございます。日本の公立博物館の現状について改めて考えさせられる御意見でした。

時間の都合もございますが、よろしいでしょうか。

大原委員、手短にお願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。

第6条じゃなくて、第7条に若者を入れた点がやっぱりどうしても引っかかっているの、コメントさせてください。これはどちらかというと、特別な配慮が必要な方という文脈での文章だと思って、そこにあえて若者を入れる意義というところを疑問に思っております。

【松田座長】 ありがとうございます。

この点につきましては、事務局、もし差し支えなければ、今、御回答お願いいたします。

【事務局（横田）】 事務局でございます。大原委員、ありがとうございます。

この若者の規定ですけれども、資料2-1の5ページ目のところでございます。いろいろな条項があるわけですけれども、その中で、多様な利用者ということと、あとは、特に配慮を必要とする者という、大きく2つの例示として含まれているというのがあります。ちなみに、第11条は、第1項については特に配慮を必要とする者の例示として書かれておまして、第2項は子供と並べて若者という形にしておりますので、ちょっとほかの条項とは違うという形にはなっているんですけれども、やはり今、若者の居場所の確保みたいな問題ですとか、子供というところというのは、基本的には中学校、中学生とか高校生も含めて法律によって若干その定義というのはちょっと違っておまして、これは18歳以下というような定義もあれば、例えばこども基本法とかでは年齢とか区切られていないということになっておまして、様々多様になっております。そのような中で、子供といったときに、ちょっと対象外になってしまうものというのが、今回配慮が必要とする者、特に今、学齢期といいますか、小中高を卒業した後の若者に対する支援みたいなことというのも、社会的な課題としては結構出ておまして、もちろんそれは、博物館だけで行うものではないということをお前提とした上で、そういったようなところにも実際に社会課題として、解決に取り組んでいる事例もあるということをお踏まえますと、例示の一つとして今回、若者ということをお子供と並べた上でちょっと追加させていただくということは、そこまで不自然なことではないのではないかと考えた次第でございます。

なお、法律用語でも、子供・若者育成推進法、ちょっと、すみません、文言が正確だかあれなんです、そういった用例も一応ありましたので、そういったところも踏まえた上で、今回ちょっと例示として追加をさせていただいたという次第でございます。

【佐々木委員】 その論点で若者についてちょっと補足というか。

【松田座長】 お願いいたします。すみません。できれば、手短にお願いします。

【佐々木委員】 これも実例として、若者への配慮ですけれども、大学生などが企画展を見るのに値段高くなっていて、2,000円を超える2,500円とかしてしまうので、なかなか経済的に厳しいという状況も聞いております。ですので、私ども都立施設の夏休み期間の夜間開館時には大学生を無料にするとか、春休みには高校生を積極的に無料で招待をするということで機会をつくっていくということで、特に配慮を必要な来館者層ということで捉えて、取組をしているところであります。

【中尾博物館支援調査官】 すみません。こちら、恐らく7条と11条が少し、よく似た形になってしまっているのが混乱を招いているのかなと思っています。本来の利用者に対応したサービスの提供という部分に関しての配慮は11条、あわせて、9、10条のほうで述べられている話でして、7条のほうは、もともとは展示の方法等という形になっておりまして、利用者の関心を深め、知識の啓発に資するためということが書かれていたところを、よりターゲットという部分とか、顧客という部分、利用者という部分を開いて書いたところなんです。なので、「多様な利用者の関心及び特性」となっていますけれども、ここは特に配慮という部分に偏重しているわけではなくて、多様な方々の関心に沿った展示や解説等を行うことという形の修文になっております。もともとは、そういった関心を深めていく、特に若者世代というのはこれからの文化を担っていく世代でもあるので、そういうところに対しての関心を深めていくことが大事だということで加わったと理解しております。

すみません、以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。大原委員、いかがでしょうか。

【大原委員】 皆さん違和感なければ、それで進めてください。

【松田座長】 分かりました。ありがとうございます。

すみません、司会の不手際で議論が長引いております。やはり、第6条第2項……。

山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 若者を大事にすることには賛成ですけれども、これ単純に、子供という言葉の定義なんじゃないかとまず思いました。ちょっと法令上、子供という言葉がどこを指しているのかというのは、文化庁でお調べいただくといいんじゃないかと思ったんですが、今ちょっとぱっとネットで調べると、こども基本法という法律があって、最近できたやつですけれども、こども基本法の中の子供の定義って18歳までなんです。なので、誤解を生むのでというのはあんまり、さっきも言いましたが、理由にならないと思うので。ちゃん

と子供という言葉の定義を定めて、そこに若者が入らないんだっただけなら入れればいいし、入っているんだっただけなら入っているということの言えればいいと思いますので。それだけのことじゃないかと思いました。

以上です。

【松田座長】 山崎委員、御指摘ありがとうございます。事務局より、レスポンスをお願いいたします。

【事務局（横田）】 ありがとうございます。

先ほど、子供という文言の定義についてですけれども、これは結構本当に様々になっておりまして、実はこども基本法の原典を読んでもらいますと、こども基本法第2条第1項で、「心身の発達の過程にある者をいう」と書いてありますので、実は18歳にはなっていないんですが、それは平仮名の「こども」という形になっておりまして、今回規定をしている漢字の「子供」とはまた別のものになってございます。

実はこれ、かなりいろいろな政府の白書等を見ていただきますと皆さんお分かりになると思うんですが、それぞれの書き方によって、実はどこを対象とするかというのが、若干変わってくるということでございまして、平仮名子供というものと、「子」だけ漢字なんですけど「ども」が平仮名になっているものと、あと子供全部漢字になっているものの、実は3種類あるということでございまして、今回、博物館法体系の中でどういう形で書くのがいいのかというのを我々のほうで検討したときに、こども基本法の平仮名子供からいきなり持ってくるというよりも、学校教育の関係も含めまして、使われている漢字子供というのを使った上で、そこに必ずしも入っていない若者というのを追加するというのが妥当なのではないかと、このように、一応法令的にも検討したということは、念のため、御共有させていただければと存じます。

【松田座長】 ありがとうございます。子供という言葉の奥深い意味について、大原委員の御指摘のおかげで学ぶことができました。ありがとうございます。

それでは、そろそろ次の議題に進みたいと思います。

最後の子供についての整理は、これで大丈夫なんじゃないかといいますか、このワーキングの中でも合意ができるのではないかと思います。

一方、揺れております第6条第2項については、予想通り、このワーキングの中でも、委員の間でいろいろな意見がございました。もちろん、社会にはさらに多くの意見があると思います。これの取扱いを考えねばなりません。私は座長ですけど、自分の意見も言わね

ばならないと思って参りました。まず、長期的かつ総合的な見地から慎重に検討を行うべきは、廃棄だけではなく、除籍全般だと思っておりました。交換、譲渡、返却、廃棄などを行う前の除籍というのが、やはり館にとって、その資料を所有するかしないかの判断になりますので、慎重に検討すべきはそこである、と発言しようと思っておりました。

また、この除籍をするかしないかの検討過程を公開しないというのはゆゆしき問題だと思いますので、透明性を持って検討する、といった文言が必要であるとも思っておりました。また、可能であれば、その判断において学術的な見地も考慮してほしいと、そのようなことも発言しようと思っておりました。

が、もう時間がなくなってきましたし、また、委員の皆様の見解を聞くうちに自分の考えも改めて整理せねばならないということも理解いたしました。

そのことを踏まえまして、この先の進め方ということになるんですが、事務局におきまして、法制的にどういう告示の文言が可能かということも検討していただかないといけないところもございます。また、告示で書き切れない部分は通知で明記するといった方策もございまして、その点も含めて、大変恐縮ですけれども、座長に一任していただきまして、法制的な観点も含めて、事務局と調整する必要があるかなと思った次第でございまして。

本当に、委員の皆様からたくさんの観点から御意見いただきました。とりわけ、館種によって資料の扱い方についての考えが違ふ、また、どの言葉を選ぶのかの判断も違ふということ強く認識いたしました。

また、設置者が自治体すなわち行政であるのか、あるいは、民間であるのかによっても話が変わってくると思いますので、もう少しその辺りは慎重に検討する必要があると思われました。そこで、大変申し訳ないんですけれども、座長である私に御一任いただきまして、調整させていただければと思っております。

大変申し訳ないんですけど、よろしいでしょうか。もちろん、結果につきましては、追って事務局より共有させていただきます。

やはり白熱した議論になりましたので、そのように進めさせていただきましたら幸いです。

では、申し訳ないんですけど、議題を前に進めます。

議題の3と4につきまして、こちらもちまた、事務局より御説明をいただかねばなりません。事務局、お願いいたします。

【事務局（横田）】 それでは、続きまして、議題3と議題4につきまして、相互に関連し

ている部分もありますので、御説明させていただきます。

まず、資料3を御覧いただければと存じます。「博物館登録事務の所管に係る検討について」というものでございます。

2ページ目を御覧いただければと存じます。こちら、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針というものが、昨年の12月に閣議決定をされてございます。地方からの提案を内閣府のほうで頂戴しまして、それについて各省庁とやり取りをして、こういった方針として決めていくというものでございます。

そこで決定されている内容といたしましては、点線の囲いのところの中にございますが、「博物館登録事務（博物館法第11条）につきまして、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と、このような記載ぶりとなっております。

本件につきましては、来年度、令和8年度、本ワーキンググループにおきまして、御検討をお願いできればと考えておりまして、その際には、真ん中少し下のところに2つポツがございますが、社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点。また、文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点。こういった観点から検討をお願いできればと考えてございます。

その上で検討の結果につきましては、文化施設部会に報告するとともに、本年末を目途に取りまとめを予定しております同部会の報告にも適宜反映していくことを予定してございます。

3ページ目以降は参照条文になっておりますので、詳細の御説明は、本日は割愛をさせていただきます。

続きまして、議題4でござりますが、資料4-1を御覧いただければと存じます。こちらにつきましては、上の文化施設部会のほうで、現在、博物館や劇場・音楽堂等を横断いたしました、今後の文化施設の在り方について検討が行われておりますので、その審議状況につきまして、御共有させていただくものでございます。

こちらは本年の1月15日に文化施設部会のほうで論点整理の素案というものが出されまして、当日も様々な御意見をいただきましたので、現在、修正の検討は行っておりますが、その1月15日時点のものを本日は御共有させていただきます。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと存じます。こちらが本論点整理（素案）の

1枚概要のようなペーパーとなっております。

まず、左上の背景・課題のところ、自治体財政の逼迫ですとか人口減少、少子高齢化などの社会課題の拡大が進む中で、構造的な課題といたしまして、青字で書かれておりますような、先ほども少し議論も出てまいりましたが、施設の老朽化ですとか予算の制約、そして、人の制約、さらには地域間格差、そしてミッションの不足といったことが掲げられております。

他方で、右側の可能性というところで、人と地域をつくる源泉として、様々な外部の連携も進めていって、地域との価値共創を実現する事例も存在してきていると。

こういったような中で、言わばこの危機的な状況、ピンチをチャンスに変えるためということで、未来像ということで真ん中のところを示させていただいております。

文化施設をハブとして、付加価値の創出と地域社会の活性化の創造的循環を形成していくといったこと。さらには5つのミッションといたしまして、保存・継承 (Conservation)、創造・企画 (Creation)、提示・価値づけ (Presentation)、育成・促進 (Incubation)、そして、連携・参画 (Engagement) というこの5つを掲げさせていただいております。

さらに実現手段といたしまして、丸1番、地域のニーズに応じた活動の高度化といったようなところでございまして、1つ目の丸にありますような、文化施設をハブとしたまちづくりのミッションの協議ですとか、実現に向けた様々な方策を行っていく「文化施設連携プラットフォーム (仮称)」の形成を促進していくべきといったことと、高度化のサイクルを回していくといったことが触れられております。

さらに丸2番、利用者が誰1人取り残されない多様性・包摂性の向上というところで、コンテンツの充実ですとか住民参画の促進、そして、様々な利用者や無関心層に対してアウトリーチを強化していくこと等について触れられております。

さらに丸3番、基盤整備やテクノロジー活用による持続可能性の確保といったようなところで、交付金等も活用してハード面の支援を拡充していくといったこと。さらには、官民連携につきまして、留意事項ですとか事例集を周知していくことにより、制度の効果的運用を促していくこと。さらには、デジタル・アーカイブですとかも含めまして、DXの推進。

そして最後に丸4番として、施設の中核を担う人材の確保・育成というところで、魅力発信・マッチングや学校教育との連携、副業・兼業人材の活用等の人材確保。そして、研修の充実等を通して、現場ですとか自治体のキャパシティを向上させていくといった人材

育成について触れられております。

一番下の※のところにありますとおり、今後、分野横断的事項や各施設類型ごとの事項についてさらに検討を深めまして、令和8年中を目途に報告として取りまとめることを想定してございます。

次の3ページ目、4ページ目以降は、個別の全体のコンセプトですとか、あるいは5つのミッションと4つの機能強化というのはどういうものなのかというのが4ページ。さらに5ページ目のところは文化施設連携プラットフォーム（仮称）のイメージ図ですね、こちらを掲載しております。

さらに、6ページ目、7ページ目では、これまでの部会における委員からの御意見の整理を行っております。

8ページ目を御覧いただければと存じます。こちらにつきましては、来年度にかけてさらに検討を深めるべき事項（案）というところございまして、1つ目の横断的に検討を深めるべき事項として、国、都道府県、市区町村、施設それぞれの役割。さらには、利用者目線から見て求められる施策。こういったことにつきましては、文化施設部会のほうで御議論を行っていただくこととしております。

下側の各施設類型で検討を深めるべき事項といたしましては、本ワーキンググループに関係するものとしては2つございまして、まず1つ目の博物館におけるコレクション・マネジメント等を含む機能強化の在り方。そして、先ほど議題3で御説明いたしました、博物館登録事務の所管の在り方についての検討でございます。

また、一番下の劇場、音楽堂等の活性化に関する指針の改正、こちらにつきましては、劇場・音楽堂等ワーキンググループで検討を深めてまいります。

9ページ目を御覧いただければと存じます。こちらは部会とワーキンググループの今後の開催予定につきまして、掲載をしているものでございます。

まず、上側の部会のほうは、第5回、1月15日に論点整理（素案）を示しております、第6回、3月10日、これ、文化経済部会と合同開催を予定しておりますが、論点整理（案）としてさらに示していくこととしております。その後、来年度にかけて報告にブラッシュアップしていくべく検討を行ってまいります。

真ん中、本ワーキンググループにおきましては、本日、博物館の望ましい基準等について御意見をいただいたところございまして、さらにちょっと検討を深めて、事務局としてもまいりたいと存じます。その上で、来年度は、先ほど掲げさせていただきました博物

館におけるコレクション・マネジメント等を含む機能強化の在り方、そして、博物館登録事務の所管の検討、さらに、論点整理から検討を深めるべき事項があれば、それらについても併せて御議論をいただきまして、適宜、親である部会の報告のほうにも反映していくと、このような形になってございます。

資料4-2につきましては、先ほど私が資料4-1の2ページ目で御説明した1枚の概要を、文章としてまとめさせていただいているものでございます。こちらは現在、部会での御意見も踏まえてさらに修正を行っておりますが、もし何かございましたら、ぜひ御議論賜ればと存じます。

最後に参考資料について、ごく簡単に触れさせていただければと存じます。令和7年度補正予算及び令和8年度予算案・税制改正につきましては、博物館に関係するものを中心に掲げさせていただいております。

まず、令和8年度予算（案）におきましては、7ページ目を御覧いただければと存じますが、博物館機能強化推進事業ということで、令和5年4月改正の博物館法を踏まえた、その機能強化につきまして、Innovate MUSEUM事業ですとか、新制度におけるミュージアム応援事業、こちらのほう、引き続き行っております。

続きまして、16ページ目を御覧いただければと存じます。先ほど御紹介したものは、基本的には文化庁の一般予算として計上されているものですが、このほかにも、国際観光旅客税財源事業として、幾つか事業の拡充、創設等を行っております、16ページ目が文化施設によるインバウンド振興支援事業ということで、インバウンドに向けたものということになりますが、例えば、博物館ですとか劇場等の文化施設におきまして、多言語化等の整備を行っていたり、飲食スペース、販売スペース等の増設、こういったことに対して、補助事業というものを新規で計上しているということでございます。

さらには21ページ目でございますが、令和8年度税制改正につきまして御紹介させていただきます。従来、障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る、いわゆるバリアフリーの改修を行った際に、固定資産税等の減免措置を行うという措置が設けられておりました。これにつきまして、令和8年度税制改正大綱におきましては、対象施設を劇場・音楽堂等から、真ん中少し右のところがございますが、博物館・美術館、映画館等の施設に拡大されたということ。また、対象となる工事の要件の緩和ですとか、特例措置の期間の延長、こういったようなことが行われておりますので、紹介をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

【松田座長】 ありがとうございます。

それでは、今、説明いただきました議題の3と4について、委員の皆様から御意見や御質問があればお願いいたします。

私はこのワーキングの上の文化施設部会にも出ておりますが、この資料の4-1で言いますと、2ページ目の上のところの背景・課題のところに出ております、老朽化ですね。公立博物館費30%と減少、かつ老朽化が進んでいると。多くの公立館は、70年代、80年代のものだと思うんですけど、造られてから数十年が経っています。そういったことを考えますに、先ほどの収蔵庫問題もより切実に感じられます。

その意味では同じ4-1の資料の8ページに出ている、博物館におけるコレクション・マネジメント等を含む機能強化の在り方を、来年度のこのワーキングででしょうか、検討を進めることになると思いますが、ここがさらに重要になってくるかなという気がしております。

そのほか、よろしいですか。

半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 御説明ありがとうございました。

ちょっとお伺いしたいのは、資料の参考資料で御説明いただいた国立文化施設インバウンド拠点化事業ですけども、1つは、事業内容で館内長期滞在環境整備等が入っているんですけど、この部分って、具体的には空調とか照明とか、どのような事業範囲が補助対象になっているのかということと、国立以外でこういう使い勝手のある予算というのは、何か、文化庁として御用意があるのか、ないのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

【事務局（横田）】 事務局でございます。ありがとうございます。

恐らく今の半田委員の御質問、参考資料の17ページの国立文化施設インバウンド拠点化事業というところだったかと思えます。こちらの事業内容の2つ目の丸のところの2行目に、館内長期滞在環境整備というのが書かれているということでございます、こちらは少しイメージのほうでも、ちょっと右下のところのほうで少し触れさせていただいているんですが、例えばというところで言いますと、ガーデンカフェの整備みたいな話だったりとか、レストランスペース的なところの整備だったりですとか、そういったようなものが現時点ではちょっとイメージされているといったところになってございます。

こういったような、恐らくこれは国立の文化施設のものでございますので、そういった、それに限定されたもちろん支援にはなるということで、補助対象が文化庁所管独立行政法

人になっているということなのですが、これに似たような内容を、例えば公立ですとか、ほかの国立ではないところが使う際にどういった支援があり得るのかといったような御質問だったと思います。そこに関しては、ちょっと今後の検討次第にはなるんですが、一応概念といたしましては、例えば、1つ前の16ページ目のところにあります、文化施設によるインバウンド振興支援事業、これもある意味、観光インバウンドに資する文化施設というのを創出していくための補助事業になりますので、具体的な補助対象等につきましては、現在、事業内容の丸1、丸2、丸3というところを踏まえて今後検討していくことにはなりますが、概念として申し上げれば、そういったようなところに含まれ得る余地はあるかなと考えております。

私からは以上でございます。

【半田座長代理】 ありがとうございます。

私ども日博協で行いました総合調査の最新版の速報を、佐々木さんの御協力の下で出そうと思っているところなんですけど、座長からもちょっとお話のあった、施設の老朽化については、前回調査より5ポイントぐらい上がって、もう7割を超えてきているという状況で、必然的に老朽化を現場で対策を、ハードの面でも取っていかないといけない施設が非常に多いという現状がありますので、ぜひ、国立以外の、公立館等についても、何か手を差し伸べられる手だてを御検討いただきたいということを申し上げるとともに、一方で、SDGsの観点で、やっぱり美術館とか博物館ってそもそもハード的に、二酸化炭素の排出量が多い施設といわれています。照明にしても空調にしてもそうなんですけど、これからたくさん施設の老朽化対策でハードに改修工事を加えていかなくちゃいけないという状況の中で、何か、環境負荷の少ない改修工事なり工夫をすることに対する支援について、環境省のほうでは業務用建物を対象に行われていて、それは博物館も対象になりますという御案内を受けています。文化庁も、SDGsという視点も含めた、何か補助の在り方とか、少し今後検討していただけるといいなと思った次第です。

よろしく申し上げます。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。ぜひ考えていただきたいような、確かに内容でした。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、全ての議題がこれで終了となります。

今日は随分と、論点の一つ大きなものがございましたが、取りあえず、議題としまして

は全て終了となりました。

それはすなわち、今年度、令和7年度の最後の博物館ワーキンググループが終了ということになります。1年間、皆様方におかれましては、御協力いただきましたことを、重ねて御礼申し上げます。

最後に事務局より、事務連絡があればお願いいたします。

【事務局（横田）】 事務局でございます。委員の皆様におかれましては、本日もたくさんのお議論を大変ありがとうございました。

先ほど座長のほうからもありましたとおり、今回は令和7年度の最後の博物館ワーキンググループということになってございます。

先ほど、特に議題2の部分につきましては、様々な角度からの御意見を頂戴したかと思えますので、また、事務局のほうでも修正の可否を含めまして、ちょっと再度検討させていただきまして、座長とも御相談させていただければと考えてございます。

来年度の博物館ワーキングの開催予定につきましては、また、決まり次第、御相談、御連絡申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【松田座長】 それでは、第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第6回を閉会します。本日は大変ありがとうございました。

— 了 —